

令和2年第2回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和2年6月2日

本日の会議 令和2年6月9日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
参事 森本陽子君	主査 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田愼一君	副町長 鈴木典秀君
総務部長 中嶋敏純君	企画財政部長 森川寛子君
建設産業部長 日名子達也君	住民福祉部長 栗山浩二君
健康保険部長 志田純子君	水道局長 辻田正行君
会計管理者 田中一之君	秘書広報課長 中村元則君
教育長 勝本真二君	教育次長 山本昭彦君

会議録署名議員

11番 堤理志議員 12番 河野龍二議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 10時16分

令和2年第2回長与町議会定例会
議事日程（第4号）

令和2年6月9日（火）
午前9時30分開議

日程	議案番号	件名	備考
1	37	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	※産厚
2	38	長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例	※産厚
3	39	長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
4	40	長与町介護保険条例の一部を改正する条例	※産厚
5	41	令和2年度長与町一般会計補正予算（第3号）	※総文
6	42	令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	※産厚
7	43	令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	※産厚
8	44	令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）	※産厚
9	—	議員派遣の件	—
10	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	—

※付託された委員会

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。委員会審査大変お疲れさまでした。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第37号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例から、日程第4、議案第40号長与町介護保険条例の一部を改正する条例までの4件を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○5番（中村美穂議員）

皆さんおはようございます。令和2年第2回定例会本会議におきまして、産業厚生常任委員会に付託された議案について報告をさせていただきます。議案審査日といたしまして、令和2年6月4日、委員全員出席の下、説明員として関係所管課管理職、その他関係職員を招き審議いたしました。議案第37号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由の概要といたしましては、本議案は新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免を実施するため所要の改正を行うもの。減免割合等については本条例第25条の規定により規則を定め、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合は、保険税の全額を減免。主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる場合、前年度の所得区分に応じて10割から2割の減免率を算定し減免額を決定する。附則では公布の日から施行し、改正後の附則第19項及び第20項の規定は令和2年2月1日から適用する。以上の説明がありました。

主な質疑といたしましては、質疑、重篤な傷病の判断基準は何かに対し、1か月以上の治療を要すると認められた場合と国から示されており、診断書により確認する。質疑、附則第19項及び第20項の規定を令和2年2月1日から遡って適用する理由は何かに対し、令和2年1月に国内での感染が確認されたことに伴い、2月納期限の分から減免の対象にするよう国からも要請があっており柔軟に対応するため。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第38号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例。提案理由の概要といたしましては、本議案は新型コロナウイルス感染症の感染等により労務に就くことができなかった国民健康保険の被保険者に対し、傷病手当金の支給を実施するため所要の改正を行うもの。附則第2条第1項では傷病手当金の支給について、第2項では額の算定方法について、第3項では支給期間の上限について規定。附則第3条及び第4条では、傷病手当金と給与等の調整について規定。附則では公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。以上の説明がありました。

主な質疑といたしましては、質疑、感染した被保険者等の「等」とは、被保険者以外に想定されているものがあるのかに対し、新型コロナウイルスに感染または感染の疑い

がある被保険者という意味である。質疑、感染又は感染の疑いがある者とは、家族も含まれるのかに対し、傷病手当金は、勤務している人で国民健康保険に加入している人が感染、または感染の疑いがある状態で休まなければならないときに生活を保障するもので、被保険者に限定される。質疑、傷病手当金の算定方法と支給期間の上限は。答弁、直近3か月の給与等の平均金日額の3分の2した額で支給期間の上限は1年6月である。質疑、今回適用になる人はどれくらいいるのかに対し、平成30年12月31日現在で国民健康保険加入者8,210人中、対象となり得る給与等を受けている者は2,334人。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第39号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、提案理由の概要として、本議案は、長崎県後期高齢者医療広域連合による新型コロナウイルス感染症の感染等に係る傷病手当金の支給の実施に伴い、その受付事務を長与町が行う事務に追加するため所要の改正を行うもの。附則では公布の日から施行する。以上の説明がありました。主な質疑といたしましては、質疑、傷病手当金の申請書の提出の受け付けのみが町の事務として追加されるのかに対し、町民からの申請書の受け付けのみ町で行い、支給等は後期高齢者医療広域連合が行う。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第40号長与町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由の概要といたしましては、本議案は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等により、介護保険の第1号保険料の減免を実施するに当たり所要の改正を行うもの。附則では公布の日から施行し、改正後の附則第11項及び第12項の規定は令和2年2月1日から適用する。以上の説明がありました。

主な質疑といたしましては、質疑、感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合とは、被保険者の家族も含まれるのかに対し、被保険者が感染しなくても、その世帯の主たる生計維持者の事業収入の減少が見込まれる場合も対象となる。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第37号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第38号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第39号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第40号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第37号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第37号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第38号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第38号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第39号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第39号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第40号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第40号長与町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第41号令和2年度長与町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。ただいま議題としています議案について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○12番（河野龍二議員）

おはようございます。それでは総務文教常任委員会に付託されました令和2年度長与町一般会計補正予算（第3号）の審査結果の報告をいたします。審査日は令和2年6月4日、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職並びに職員を招き審査を行いました。議案の主な提案理由には、歳入歳出それぞれ9億4,669万5,000円を増額し、総額を186億3,650万8,000円に。第2表地方債補正では、変更が1件、追加が2件。なお、所管ごとに詳細な説明を受け審査を行いました。

主な質疑では、総務部契約管財課では、質疑、新型コロナウイルス対策で回線使用料が必要なのはなぜかに対し、VPN拠点を1か所増やす初期費用で、新型コロナウイルスで庁舎が閉鎖されたとき、外部から町のサーバーを利用することができるようにするため。質疑、外部施設とはどこかに対し、南交流センターを考えている。

総務部地域安全課では、質疑、防災対策費のマスク等の数量はに対し、マスクで約8,700枚、消毒液は60本。質疑、保管期限はどのように考えているかに対し、マスクは密封で保管し1年以上と考えている。

企画財政部政策企画課では、質疑、長与町公共交通緊急対策支援補助金の内容はに対し、町内に本社を置くタクシー会社及び個人タクシー事業者、福祉タクシー事業者に対し、1台1万円の支援を行う。質疑、子育て世帯移住支援補助金は何世帯分かにに対し、4世帯分を計上している。質疑、これまであった移住支援補助金との違いは何かに対し、当初予算は東京圏からの移住に対してだったが、今回は東京圏以外からの移住に対して支援補助を行う。

住民福祉部こども政策課では、質疑、丸田荘での消耗品費にアルコール購入と説明があったが、母子衛生費の医薬材料費にもアルコール購入と説明がされた。違いは何かに対し、医薬材料費で購入するものは人体に使用しアルコール濃度が高く、消耗品で購入するものは物を拭くときに使用しアルコール濃度は低くなっている。

健康保険部健康保健課では、質疑、次亜塩素酸水の殺菌効果が問題になっているが、購入の予定はあるのかに対し、次亜塩素酸ナトリウムを使用しているので、次亜塩素酸水の購入の予定はない。

産業建設部産業振興課では、多くの支援事業並びにプレミアム商品券の質疑が行われました。数多くの質疑をここで議員の皆さん方には提示しておりますが、時間短縮のために抽出して報告させていただきたいと思います。質疑、事業継続支援金を受ける場合、国の持続化給付金を受けたかどうかの確認はどうするのかに対し、申請書に国に照会することを同意するという欄を設けている。また、国の方に確認するために名寄せができないか協議をしている。まずは正直に答えて頂けるということを第一に考えて進めてい

く。次に、質疑、プレミアム商品券の購入方法はに対し、全世帯に申込書を送付し、西
そのぎ商工会長と支所に添付のハガキで購入希望を返信、代金引換で配送業者から商品
券を受け取るようにしたい。次に、質疑、3万円で町の負担4割より、6万円で町の負
担2割の方が購買力が上がるのではないかに対し、昨年の実績や商工会長と支所との協
議の結果3万円となった。次に、質疑、商品券の販売受け付けの時期はに対し、申込書
を6月下旬から送付し、7月初旬より商品券の発送を開始したい。使用期間はに対し、
7月中旬から令和3年1月中旬までとしたい。次に、質疑、事業継続支援金の申請期間
はに対し、6月15日から受け付けを開始し、10月30日まで受け付ける予定である。
ほかの質疑、答弁については御参照いただきたいと思います。

続きまして、建設産業部土木管理課については、質疑、定林橋の設計委託料の総額は
幾らかに対し、総額で2,500万円。質疑、12月補正も計上され今回補正に上げる
なら当初予算で上げるべきではないかに対し、予備設計がコロナウイルスの関係で5月
から7月に延びた。詳細設計は今月末か7月上旬には上がる予定となっている。質疑、
12月補正でなぜ発注できなかったのかに対し、県との協議に時間が掛かったため。

教育委員会教育総務課では、質疑、全国一斉に小中学校1人1台の端末機の購入とな
れば不足するのではないかに対し、端末の調達に工期を長くするなどして、早い時期に
購入するよう努力する。質疑、どのような入札方法になるのかに対し、協議中ではある
が、タブレット販売業者を設定している段階である。質疑、国からの機種、ストレージ
の指定があるのかに対し、国の標準仕様があり、ストレージは32ギガバイト以上とな
っている。質疑、共同調達の考えはに対し、国が県内分を共同調達の予定だが、本町は
OSが違うため共同購入はできなかった。教育委員会生涯学習課では、質疑、長与三彩
窯跡用地土地鑑定は、今後調査が進むと考えてよいのかに対し、地権者が引っ越しを希
望しており用地を購入して発掘調査をする予定である。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

議案第41号令和2年度長与町一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で
討論いたします。本議案の主なものとして、商工費の約3億7,700万円、土木費の

3億300万円、教育費の2億5,100万円の増額補正が計上されておりました。商工費につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る町独自の事業継続支援金と、プレミアム商品券発行事業補助金が新たに計上され、売り上げ減少により事業継続に支障をきたしている事業者の方々への支援と、町内経済活性化を目的とするものと説明を受けました。プレミアム商品券につきましては、その内容、規模等についても商工会との協議の下、意向に沿った決定をしているとのことであり、早期の事業実施による事業効果の拡大を期待しております。なお、本予算につきましては、委員会審査の前にその内容が町の計画として新聞に報道されておりましたが、できたら公表されてない内容の提供につきましては、議会の結審後に対応していただければと思っておりますので、併せて申し添えておきます。次に、土木費については、例年当初予算で計上される内容のものと継続事業に係るものが主なものでしたが、中には計画が大きく遅れている事業等もあり、また今後コロナ関連で遅延が余儀なくされることもあるということを考慮し、早目の対応に努めるよう願っております。最後に教育費については、主なものとして国のGIGAスクール構想に基づき、町内全小中学生にタブレットを持たせるというもので、全国的にタブレットの購入が予想されるということで品薄の状況も予想されることでしたが、適正な事業の進捗を目指して取り組んでいただきたいと思います。以上、申し上げます、賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

議案第41号について賛成の立場から討論いたします。本議案である令和2年度一般会計補正予算（第3号）の約9億4,600万円は、例年の6月の第1号補正予算と比較して桁違いの大きな金額ですが、歳出の約4割は新型コロナウイルス感染症の影響により減収となった町内事業者への町独自の支援金と、町内の消費活性化と生活支援を兼ねたプレミアム付き商品券に係る商工費であり、また、全体の25%ほどは同じく新型コロナウイルス感染症の影響により前倒しとなった国のGIGAスクール構想による児童生徒への情報端末整備のためのもので、いずれも未曾有の緊急事態へ対応するために迅速に行われるべき必要な事業であると認められます。その他の事業も必要な施設へのマスク等の備蓄の確保や消防団へのポンプ車の購入、道路橋りょう費など、町民の生活に必要なものとなっており、いずれも既定の国庫補助金があるものか、今後の新型コロナウイルス感染症対応地方交付税臨時交付金による一部補填を見込める基金取り崩しであり、財政調整基金の有効な使い方であると考えます。先日の町長選挙において新たに遊び心のある町を標榜された町長におかれましては、本来は早速その新たな政策推進に動きたいお気持ちがおありかと想像いたしますが、かといって、そのための予算を抱き合わせて

組み込んで成立させるような強引な手段をとることなく、徹底して喫緊に必要なものだけで今回の補正予算編成をされたことは、町民の安心、納得に繋がるものと考えます。最後に、特に事業継続支援金事業については、今補正予算成立後の可能な限り速やかな実施に期待することを申し添えまして、賛成といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私は、議案第41号令和2年度長与町一般会計補正予算（第3号）に賛成の立場で討論いたします。今回の補正は9億4,669万5,000円を追加し、歳入歳出総額18億3,650万8,000円とコロナ禍支援対策を盛り込まれた予算設定であります。総務省が5月29日に発表しました労働力調査では、4月の就業者数は前年度同月に比べ80万人減少し、7年4か月ぶりの減少、非正規の労働者に関しても97万人の減少となっています。また、企業の倒産は年間1万件、休廃業は2万5,000件となる見通しと予想をされています。このような状況の中、我が町は前回の補正の食品衛生法52条に基づく支援事業者以外を対象とした1店舗20万円の支援など、支援の対象を拡大した長与町事業継続支援金、また40%町負担、経済の活性化を図る長与町プレミアム商品券については、町民並びに事業者に対する効果的な施策であり、商品券の交換方法についても町民の安全と健康を考慮されたものであります。そのほか小中学校全員にタブレット配布など複数の救済策が盛り込まれています。一般質問ではスピード感がないという話もありましたが、私が町内の飲食業及び食品販売店14、5件の方々にお尋ねをいたしましたところ、前回の支援金に対しては非常に感謝の声が多くスピード感があったという話を聞いております。慎重に考え、決断後は迅速に対応されるということは私も評価するところであります。以上のことから、今回の補正予算は、町民の生活と事業者の継続を守るためには効果的で重要な予算であると考えています。今後もコロナ禍との共存は余儀なくされると思料されます。通常業務に対する財源確保、特に債務負担行為を付した高田南土地区画整理事業、また、都市計画道路西高田線の改良の財源確保は、大変な作業になると思います。それから要望となりますが、選挙公約で公約をされたそうですが、図書館の建設につきましては、コロナ対策経済対策を重きに徹し、住民の安心安全財産を守るために、慎重にまた十分に時間を掛けて判断をしていただきたいをお願いをするところでございます。このことについては、現状を踏まえ住民の方も多分御理解をいただけると思います。町の財政状況も厳しい中、また限られた財源の中、このような英断をされた町長に敬意を表し、今議案に賛成といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第41号令和2年度長与町一般会計補正予算（第3号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第42号令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第8、議案第44号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○5番（中村美穂議員）

議案第42号から議案第44号までを報告いたします。

議案第42号令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由の概要といたしまして、本議案は、新型コロナウイルス感染症に対する条例改正に伴い、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ149万円を追加し、補正後の総額を39億6,858万1,000円とするもの。議案第38号による傷病手当金として80万円、議案第37号による減免措置による令和元年度分の還付金として69万円、合計149万円は全て特別調整交付金で賄われる。以上の説明がありました。

主な質疑といたしまして、質疑、傷病手当金、還付金の人数の算出はどのようになっているのかに対し、対象者を絞り込むのは難しいが0.1%が対象になると見込み、収入の平均を出し、3分の2の日額を求め、その4か月分80万円を計上。還付金については、令和元年度分になるが、実際に賦課したデータから1%を見込み計上した。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第43号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由の概要といたしましては、本議案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ15万2,000円を追加し、補正後の総額を5億3,741万4,000円とするもの。新型コロナウイルス感染症の影響による令和元年度保険料の減免に係る長崎県後期高齢者医療広域連合からの還付金15万2,000円を町が受け、同額を被保険者に還付するもの。以上のような説明がありました。主な質疑といたしまして、質疑、本町の持ち出しがないということだがどうということかに対し、一旦町が支払うが全額広域連合から補填をされるため、実質持ち出しがないという意味である。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第44号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由の概要といたしましては、本議案は、新型コロナウイルス感染症に対する減免

に係る議案第40号の条例改正に伴い、保険事業勘定の既定予算総額に歳入歳出それぞれ71万3,000円を追加し、補正後の総額を33億1,891万1,000円とするもの。新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に係る還付金71万3,000円は、全額特別調整交付金で賄われる。以上のような説明がありました。

主な質疑といたしましては、質疑、件数等の根拠は何かに対し、2月の被保険者数が1万780人、その世帯のうち事業収入のある方が5,738人で、その1%57人を対象と見込み計上した。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第42号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第43号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第44号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから議案第42号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第42号令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第43号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第43号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第44号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第44号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第10、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。議会運営委員長、議会広報広聴常任委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので、許可します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは閉会に当たり一言御挨拶をさせていただきます。去る6月2日に開会をしていただきました令和2年第2回長与町議会定例会は、本日までの8日間の会期でございましたけれども、議員各位におかれましては大変お疲れさまでございました。本定例会

では、9名の議員の皆様から一般質問をいただき、町政発展の立場から御指摘、御指導を賜りましたことを心から感謝お礼申し上げます。また、各議案につきましても慎重に御審議を賜り御決定をいただきましたことに、重ねて感謝申し上げる次第でございます。これら決定をいただきました議案につきましては、この予算を的確に執行するなど効率的かつ成果を重視した行財政運営に努めていく所存でございます。ここで1点、お願いを申し上げたいと思っております。今年度予定しております長与北小学校校舎外壁改修工事につきまして、6月1日付けで学校施設環境改善交付金事業の交付決定がなされましたので、これから工事の発注手続きに入っていくところでございます。この工期につきまして、児童の授業への影響を考慮し夏休みを利用した工期を考えておるところでございます。そのため7月に工事契約に係る臨時会、これをお願いしたいというふうに思っております。議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。さて、これから梅雨を迎え、大雨による土砂災害などが心配される季節となってまいりました。避難所の開設につきましては、災害協定を締結いただきました各事業者様との連携を図りながら、感染症対策などにも万全の対策を講じていく所存でございます。今議会は、町長3期目として最初の議会でございます。初日の所信表明を述べさせていただきましたとおり、引き続き、住みたい、住み続けたい、住んで良かった幸福度日本一の町の実現を目指し、職員共々全力を尽くしてまいりたいと思っております。朝夕はまだ肌寒く、体調も崩しやすい季節でございますが、議員各位におかれましては御自愛をいただき、益々の御活躍を御祈念申し上げ、定例会のお礼を込めて挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

これにて会議を閉じます。

これで令和2年第2回長与町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

（閉会 10時16分）